（以下「旧検定」という。）と、「一以上の試験科目」とあるのは「一以上の附則第七条の表の上欄に掲げる科目」と、「最後に受けた高等学校卒業程度認定試験」とあるのは「旧検定又は高等学校卒業程度認定試験のうち最後に受けたもの」と、「当該試験科目」とあるのは「当該科目に相当する同表の下欄に掲げる試験科目」と、第十条第一項中「認定試験合格者」とあるのは「旧規程第八条第一項に規定する資格検定合格者（以下「資格検定合格者」という。）」と、同条第二項中「認定試験合格者」とあるのは「資格検定合格者」と、同条第三項中「認定試験科目合格者」とあるのは「旧規程第八条第二項に規定する資格検定科目合格者（以下「資格検定科目合格者」という。）」と、同条第四項中「認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定科目合格者」と、同条第五項中「試験科目」とあるのは「受検科目」と、第十二条第一項中「高等学校卒業程度認定試験」とあるのは「旧検定」と、「受験」とあるのは「受検」と、「その試験」とあるのは「その資格検定」と、同条第三項中「認定試験合格者及び認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定合格者及び資格検定科目合格者」とする。

**第四条**　次の表の上欄の各号に掲げる者に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目以外の試験科目についての試験を免除する。

| | |
|---|---|
| ［略］ | イ　［略］<br>ロ　地理、歴史又は公共のうちから受験者が選択した一科目 |
| | ハ・ニ　［略］ |

一　国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校（旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校並びに旧盲学校及聾唖学校令による盲学校及び聾唖学校の中等部を含む。）の第四学年を修了し、又は卒業した者
二　国民学校高等科修了を入学資格とする中等学校（夜間において授業を行う課程を除く。）の第二学年を修了し、又は卒業した者
三　国民学校高等科修了を入学資格とする夜間において授業を行う中等学校の課程の第三学年を修了し、又は卒業した者
四　師範学校予科の第二学年を修了した者
五　元師範学校本科第一部の第二学年を修了した者
六　旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第四学年を修了した者
七　省令第六十三号第二条及び第五条の規定によりこの項の一から六までに規定する者と同一の取扱いを受ける者
八　旧高等学校令に基づく旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による高等学校高等科入学資格試験に合格した者

| | |
|---|---|
| イ　国語 | |
| ロ　地理、歴史又は公共のうちから受験者が選択した一科目 | |
| ハ・ニ | |

イ　国語
ロ　世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B、現代社会、倫理又は政治・経済のうちから受験者が選択した一科目
ハ　数学
ニ　科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎のうちから受験者が選択した二科目

省令第十三号。以下「旧規程」という。）第八条第一項に規定する資格検定合格者（以下「資格検定合格者」という。）」と、同条第二項中「認定試験合格者」とあるのは「資格検定合格者」と、同条第三項中「認定試験科目合格者」とあるのは「旧規程第八条第二項に規定する資格検定科目合格者（以下「資格検定科目合格者」という。）」と、同条第四項中「認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定科目合格者」と、同条第五項中「試験科目」とあるのは「受検科目」と、第十二条第一項中「高等学校卒業程度認定試験」とあるのは「旧規程による大学入学資格検定」と、「受験」とあるのは「受検」と、「その試験」とあるのは「その資格検定」と、同条第三項中「認定試験合格者及び認定試験科目合格者」とあるのは「資格検定合格者及び資格検定科目合格者」と読み替えるものとする。

**第四条**　次の表の上欄の各号に掲げる者に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目以外の試験科目についての試験を免除する。

| | |
|---|---|
| ［同上］ | イ　［同上］<br>ロ　世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B、現代社会、倫理又は政治・経済のうちから受験者が選択した一科目 |
| | ハ・ニ　［同上］ |

一　国民学校初等科修了を入学資格とする中等学校（旧師範教育令による附属中学校及び附属高等女学校並びに旧盲学校及聾唖学校令による盲学校及び聾唖学校の中等部を含む。）の第四学年を修了し、又は卒業した者
二　国民学校高等科修了を入学資格とする中等学校（夜間において授業を行う課程を除く。）の第二学年を修了し、又は卒業した者
三　国民学校高等科修了を入学資格とする夜間において授業を行う中等学校の課程の第三学年を修了し、又は卒業した者
四　師範学校予科の第二学年を修了した者
五　元師範学校本科第一部の第二学年を修了した者
六　旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校尋常科の第四学年を修了した者
七　省令第六十三号第二条及び第五条の規定によりこの項の一から六までに規定する者と同一の取扱いを受ける者
八　旧高等学校令に基づく旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正八年文部省令第九号）による高等学校高等科入学資格試験に合格した者

| | |
|---|---|
| イ　国語 | |
| ロ　世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B、現代社会、倫理又は政治・経済のうちから受験者が選択した一科目 | |
| ハ・ニ | |

イ　国語
ロ　世界史A、世界史B、日本史A、日本史B、地理A、地理B、現代社会、倫理又は政治・経済のうちから受験者が選択した一科目
ハ　数学
ニ　科学と人間生活、物理基礎、化学基礎、生物基礎又は地学基礎のうちから受験者が選択した二科目